

東日本大震災に関する税制上の追加措置 について（法人に対する特例等）

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により被害を受けた法人や震災からの復興に取り組む法人を対象として、国税に関して、パンフレット「法01」東日本大震災で被害を受けた法人に対する国税関係の特例措置等」の措置のほか、新たに次のような税制上の措置が追加されました。

法人税関係

詳しい内容はパンフレット【法04】をご覧ください。

1 復興特別区域制度の創設に伴う特例

(1) 新規立地促進税制

東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の施行日から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、復興産業集積区域内に新設されたものについては、指定のあった日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」といいます。）内の日を含む各事業年度において法人税の課税が繰り延べられるよう、次の特例を受けることができます。

- ① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できます。
- ② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができます。

(2) 被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除

復興特区法の施行日から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が、適用期間内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域内の事業所で雇用をする被災者に対して給与等を支給する場合には、適用期間内の給与等支給額の10%の税額控除（法人税額の20%を限度）ができます。

(3) 事業用設備等の特別償却等

認定地方公共団体の指定を受けた法人が、復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までに取得等をした機械・装置及び建物・構築物について、特別償却又は税額控除ができます。

（注1） 償却率は、機械・装置については、平成26年3月31日以前に取得等をした場合は100%、平成26年4月1日以後に取得等をした場合は50%となります。建物・構築物については25%となります。

（注2） 税額控除割合は、機械・装置については15%、建物・構築物については8%となります（法人税額の20%を限度とし、控除しきれない場合は4年間の繰越しができます。）。

(4) 研究開発税制の特例等

認定地方公共団体の指定を受けた法人が、復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までに開発研究用資産の取得等をした場合に、即時償却ができます。

また、その即時償却の対象となる開発研究用資産の減価償却費については、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の適用を受ける場合、特別試験研究費として税額控除ができます。

(5) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

認定地方公共団体の指定を受けた法人が、復興居住区域内において、平成26年3月31日までに新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をして、賃貸の用に供した場合には、取得価額の25%の特別償却又は取得価額の8%の税額控除ができます（税額控除は法人税額の20%を限度とし、控除しきれない場合は4年間の繰越しができます。）。

(注3) (1)、(2)、(3)及び(5)の特例は、いずれかを選択して適用することになります。

2 被災代替資産等の特別償却の特例

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）で措置された被災代替資産等の特別償却の特例について、特別償却の対象となる被災代替資産に二輪車等が追加されています。

3 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の特例

平成23年12月14日から平成26年3月31日までの間に、特定激甚災害地域内において新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をして、賃貸の用に供した場合には、5年間、普通償却限度額の50%（耐用年数35年以上のものは70%）の割増償却ができます。

(注) 1(3)、1(5)及び3の特例は、いずれかを選択して適用することになります。

4 被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等

法人の有する土地等の譲渡が一定の要件を満たす場合には、その譲渡を租税特別措置法に定める特例制度の譲渡とみなして、それぞれの次に掲げる特例の適用を受けることができます。

(1) 被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善事業又は第二種市街地再開発事業の用に供するために土地等が地方公共団体等により買収される場合には、次の特例の適用を受けることができます。

① 圧縮記帳（特別勘定の設定を含む。）

② 5,000万円特別控除

(2) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が平成23年12月14日から平成28年3月31日までの間に地方公共団体等により買収される場合には、2,000万円特別控除の

適用を受けることができます。

- (3) 特定被災市街地復興推進地域内にある土地等が被災市街地復興特別措置法の規定により都道府県知事等に買い取られる場合等には、1,500万円特別控除の適用を受けることができます。
- (4) 被災市街地復興土地区画整理事業又は第二種市街地再開発事業に係る土地等が、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合には、土地譲渡益重課制度の適用除外とされます。

5 災害による繰越損失金の範囲の改正

災害損失欠損金額となる災害により生じた損失の額の範囲について、東日本大震災などの大規模な災害の場合には、災害のやんだ日の翌日から3年（改正前は1年）以内に支出する費用に係る損失の額が含まれます。

(注) 災害損失欠損金額とは、青色欠損金の繰越控除などの規定の適用を受けない欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産等について震災、風水害、火災といった災害により生じた損失に係るものをいいます。

登録免許税関係

詳しい内容はパンフレット【登免04】をご覧ください。

○ 被災した法人の本店等を移転した場合などに係る登録免許税の免除措置など

東日本大震災により、本店等の用に供する建物が滅失等をした場合や警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合における本店等の移転の登記などで、平成23年3月11日から平成33年3月31日までに登記を受けるものについては、一定の要件の下、登録免許税が免除されるなど、新たな税制上の措置が追加されています。

また、被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免除措置などが拡充されています。

自動車重量税関係

詳しい内容はパンフレット【自重税02】をご覧ください。

被災自動車に係る自動車重量税の特例還付や被災自動車の買換えに係る自動車重量税の免税措置の適用対象の範囲に、二輪車等が追加されています。

印紙税関係

詳しい内容はパンフレット【印紙02】をご覧ください。

被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等に係る印紙税の非課税措置の拡充や、一定の金融機関が行う特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」に係る印紙税の非課税措置の創設など、新たな税制上の措置が追加されています。

- このパンフレットは、平成 23 年 12 月 14 日現在の法令に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください（住所地の所轄税務署以外でも、ご相談を受け付けています。）。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、この震災により被害を受けた方の申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。
- このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ（www.kantei.go.jp/saigai）をご覧ください。